- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生 法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任され た管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号)第2条第2項の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第50条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に 損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第51条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の 2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5を 超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除 いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が 解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害 があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第52条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第36条(第42条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条又は第49条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率)の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、

当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当 該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品 を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠 償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、 方法等については、この契約の解除が第49条又は第49条の2第2項 の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者 が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び 第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発 注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第53条 受注者は、発注者が必要と認めるときは、工事目的物及び工事 材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書で定め るところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるも のを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外

の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第54条 受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払の日まで年5.0パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率)の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5.0パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1 項本文に規定する財務大臣が定める率)の割合で計算した額の延滞金を 徴収する。

(違約金に関する特約)

- 第55条 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である

事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 第56条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセント(国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率)の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央又は都道府県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主

任技術者又は監理技術者若しくは専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

(秘密の特約条項)

第59条 設計図書に秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第16条に規定する秘に指定された事項若しくは同訓令第50条に規定する事項又は特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密に係る情報を含む契約については、秘密保全に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)に従い適正な特約条項を付し、当該契約の違約金については、建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の取扱いについて(防整施(事)第13号27.10.1)に基づき適正な特約条項を付するものとする。

(解体工事に要する費用等)

第60条 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方 法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入した別 紙第1、別紙第2又は別紙第3を添付するものとする。

(住宅建設瑕疵担保責任保険)

第61条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年 法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行する ため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。

なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を 発注者に交付し、説明しなければならない。

(運用基準)

第62条 条項の適用に関して、建設工事請負契約条項運用基準 (以下「運用基準」という。) を別紙第4のとおり定める。

(発注者と受注者との協議)

第63条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

建築物に係る解体工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく契約書記載事項

	Т.	事名:					
1		解体工事に要する (注)・解体工事(・解体工事)	の場合のみ記 に伴う分別解	載する。 本及び積込みに要する	- 円(税抜き) 費用とする。		
2	・仮設費及び運搬費は含まない。 ・工事現場内における仮置き等に伴う荷下ろし・積込み費用は含まない。 2. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税抜き) (注)・運搬費を含む。 ・工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。						
3. 分別解体等の方法							
		工程	作	業内容	分別解体等の方法(※)		
	工程ご	①建築設備・ 内装材等		内装材等の取り外し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 ^{併用の場合の理由()}		
	との作業内	②屋根ふき材	屋根ふき材の □有 [の取り外し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 ^{併用の場合の理由()}		
	一容及び	③外装材· 上部構造部分		部構造部分の取り壊し コ無	□手作業□手作業・機械作業の併用		
	解体	④基礎・ 基礎ぐい		ぐいの取り壊し コ無	□手作業□手作業・機械作業の併用		
	方法	⑤その他 ()	その他の取 □有 [り壊し コ無	□手作業□手作業・機械作業の併用		
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない							
4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地							
		特定建設資材	廃棄物の種類	施設の名称	所在地		

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく契約書記載事項

工事名:

1. 解体工事に要する費用(直接工事費) <u>該当無し</u> 2. 再資源化等に要する費用(直接工事費) <u>円(税抜き)</u> (注)・運搬費を含む。 ・工事現場内における仮置き等に伴う運搬費は含まない。					
3. 5	分別解体等の方法 				
	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)		
 工 括 こ	1	造成等の工事 □有 □無	□手作業□手作業・機械作業の併用		
との作業	: ②基礎・ D 基礎ぐい E	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
*	国 ③上部構造部分・ ド 外装 ス	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	4	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
<i>注</i>	- 1	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。 4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地					

•		
	i ·	
· ·		
	1	

施設の名称

所在地

特定建設資材廃棄物の種類

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく契約書記載事項

	事名:			
1. :	(注)・解体工事 ・解体工事 ・仮設費及	・費用(直接工事費) の場合のみ記載する。 に伴う分別解体及び積込みに要する び運搬費は含まない。 内における仮置き等に伴う荷下ろし		
	(注)・運搬費を	内における仮置き等に伴う運搬費は	<u>円(税抜き)</u> (含まない。	
	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)	
工程	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
ごとの作	②土工	土工事 口有 口無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
4及び解		本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
件 方法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業□手作業・機械作業の併用	
佐	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業□手作業・機械作業の併用	
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。				

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
	•	